

議案第 16 号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 3 月 11 日

三朝町長      安 田 真 一 郎

平 成 8 年 3 月 22 日    原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第    号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和 57 年三朝町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「で、病院又は診療所に通院している者」を「（ただし、三朝町特別医療費助成条例別表第 3 号に規定する者で、病院又は診療所に入院している場合の入院時の食事療養に係る費用は助成の対象とする。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。